

# Tax News Flash

December 2023

## ベトナムがOECDの第2の柱のモデル規則に対応した国内法を制定

2023年11月29日、ベトナム国会はOECDの第2の柱のモデル規則に関する決議を可決しました。この決議は2024年1月1日から発効します。

包摂的枠組み(IF)のメンバーとして、ベトナムは、OECDのグローバル税源浸食防止(GloBE)モデル規則とほぼ一致した所得合算ルール(IIR)と適格国内ミニマムトップアップ税(QDMTT)に関する決議を可決しました。主な内容は以下の通りです。

- 多国籍企業 (MNE) は、事業を展開する各法域において、利益に対して15%の最低法人税率を納めることが義務付けられています。
- 対象企業には、過去4会計年度のうち少なくとも2会計年度において連結年間売上高が7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業グループの構成企業が含まれる。もし管轄地域の実効税率 (ETR) が最低税率の15%を下回る場合、ベトナムでは15%までの追加の税金 (トップアップ税) が課されます。
- 申告と支払いの期限
  - QDMTT : 会計年度終了後**12ヶ月**以内に実施する必要があります。
  - IIR : 会計年度終了後**15ヶ月**以内に実施する必要がありますが、申請初年度の場合は、**18ヶ月**に延長されます。

### KPMGベトナムの見解

ベトナムにおけるQDMTTとIIRの実施は不可欠であり、OECDのGloBEモデル規則にも沿ったものとなっています。本決議は、対象範囲内の多国籍企業グループ、特にベトナムで手厚い法人税優遇措置を享受している多国籍企業グループの課税に大きな影響を与えると同時に、この規制は、対象となる企業に対し、ベトナムにあるグループ企業全体での実効税率やトップアップ税を計算する必要があるなど、新しい行政手続や管理上の課題が生じることが予想されます。

そのため、当規制の対象となるベトナムで事業を行っている企業は、影響評価、実効税率およびトップアップ税額計算、規則に従った申告など、新たな規則を遵守するために適切な計画を立て、前もって準備を進める必要があります。

また、グローバルミニマム税制の実施により、ベトナム政府は投資、特に外国直接投資 (FDI) を促進・誘致するための政策を見直す必要があります。現行の法人税の税優遇政策は、グローバルミニマム税制の適用に伴い、該当する投資家にとって魅力的でなくなる可能性があります。今後ベトナムは、投資誘致における競争力を改善・強化するため、税制・非税制を問わず、新たなFDI投資誘致策を導入することが期待されています。

本件について、追加情報又はサポートが必要な場合は、是非KPMGまでお問合せ下さい。

# Contact us

## KPMG Limited

監査・アシュアランス業務、税務・投資・コーポレートサービス、ビジネス・アドバイザー・サービス、ファイナンシャル・アドバイザー・サービス、ITコンサルティング

## Japanese Practice

### Hanoi

46<sup>th</sup> Floor, Keangnam Landmark 72,  
E6 Pham Hung, Me Tri, Nam Tu Liem  
T +84 (24) 3946 1600

**谷中 靖久** - HCMC 兼任  
公認会計士 (日本) ディレクター  
E yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

**三木 拓也**  
公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E takuyamiki@kpmg.com.vn

**亀田 真之**  
公認会計士 (日本) マネージャー  
E mkameda1@kpmg.com.vn

**香山 弘毅**  
公認会計士 (日本) マネージャー  
E kkayama1@kpmg.com.vn

**加藤 正一**  
公認会計士 (米国) マネージャー  
E masakazukato1@kpmg.com.vn

**Pham Thi Thu Huong** - 日本語可  
マネージャー  
E huongtpham@kpmg.com.vn

**Nguyen Viet Cam Van** - 日本語可  
アシスタントマネージャー  
E vcnguyen1@kpmg.com.vn

### Ho Chi Minh City

10<sup>th</sup> Floor, Sun Wah Tower,  
115 Nguyen Hue, Ben Nghe, District 1  
T +84 (28) 3821 9266

**古屋 秀規**  
公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E hfuruya@kpmg.com.vn

**秋本 和宏**  
公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E kazuhroakimoto@kpmg.com.vn

**秋葉 敬幸**  
公認会計士 (日本) マネージャー  
E takayukiakiba@kpmg.com.vn

**日野 (角間) 紀子**  
公認会計士 (日本) マネージャー  
E norikohino@kpmg.com.vn

**中原 由棟**  
アシスタントマネージャー  
E yoshimunenakahara@kpmg.com.vn

## ベトナムデスク

### 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

100-8172  
東京都千代田区大手町1-9-7  
大手町フィナンシャルシティ  
サウスタワー  
T +81 33548 5805

**秋田 憲宏**  
公認会計士 (日本) マネージャー  
E norihiro.akita@jp.kpmg.com

### 大阪事務所

〒 541-0048  
大阪市中央区北浜3丁目5番29号日本  
生命淀屋橋ビル  
T +81 67731 1000

**西井 康雄**  
公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E yoshio.nishii@jp.kpmg.com

### 名古屋事務所

450-6426  
愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番  
12号大名古屋ビルヂング26  
T+81 52589 0500

**牧村 一輝**  
公認会計士 (日本) マネージャー  
E kazuki.makimura@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.



Scan to visit our website: [kpmg.com.vn](https://kpmg.com.vn)

Email: [kpmghcmc@kpmg.com.vn](mailto:kpmghcmc@kpmg.com.vn)